発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

E_{14} ＝ 0.014

E_{15} ＝ 0.024

E_{16} ＝ 0.025

E_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

E_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

E_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

E_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

F_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成10年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

G_{10} ＝ 0.066

G_{11} ＝ 0.069

G_{12} ＝ 0.062

発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

E_{14} ＝ 0.024

E_{15} ＝ 0.024

E_{16} ＝ 0.025

E_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.014

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.027

E_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.027

E_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028

E_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

F_n　ふるさと一般林道整備事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_9 ＝ 0.005

G_{10} ＝ 0.000

G_{11} ＝ 0.000

G_{12} ＝ 0.000

G_{13} ＝ 0.000

H_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成9年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

I_9 ＝ 0.026

I_{10} ＝ 0.072

I_{11} ＝ 0.069

I_{12} ＝ 0.062